

# 令和2年度 徳島県猟友会青年部第2回通常総会

と き： 令和2年6月27日  
13時30分から

と ころ： 一般社団法人徳島県猟友会  
2階会議室

## 1. 開 会

## 2. 青年部長挨拶

一般社団法人徳島県猟友会 青年部 部長 上野浩嗣

## 3. 来賓祝辞

徳島県農林水産部 鳥獣対策・ふるさと創造課  
課長 宮崎仁成 様

一般社団法人徳島県猟友会 会長 久川治次郎 様

## 4. 来賓紹介

一般社団法人徳島県猟友会 副会長 岩崎 進  
副会長 若木 昭

## 5. 議事録署名者の選任

## 6. 議 事

第1号議案 令和元年度事業報告及び収支決算について  
第2号議案 令和2年度事業計画及び収支予算（案）について  
第3号議案 徳島県猟友会青年部規約の改正について  
第4号議案 役員の補完について

## 7. 閉 会

第1号議案 令和元年度事業報告及び収支決算について

1. 令和元年度事業報告

自 : 令和元年5月18日

至 : 令和2年3月31日

年月日	行 事	開催場所等
R1.5.18	設立総会	徳島県猟友会 会議室
R1.5.29	第1回理事会	徳島県猟友会 会議室
R1.6.27	「令和元年度とくしまハンティングスクール運営等事業委託業務」契約締結	
R1.6.28	第2回理事会	徳島県猟友会 会議室
R2.7.26	第3回理事会	徳島県猟友会 会議室
R2.7.28	とくしまハンティングスクール知識講習(法令等)開催	徳島県猟友会 会議室
R2.8.18	とくしまハンティングスクール知識講習(わな猟, 銃猟)開催	徳島県猟友会 会議室
R1.8.30	第4回理事会	徳島県猟友会 会議室
R2.9.15	とくしまハンティングスクール技能講習(利活用)現地打合せ	那賀町木沢
R2.9.21	とくしまハンティングスクール技能講習(わな猟)現地打合せ	三好市西祖谷山村
R1.9.27	第5回理事会	徳島県猟友会 会議室
R1.10.25	第6回理事会	徳島県猟友会 会議室
R1.10.26	とくしまハンティングスクール技能講習(わな猟)現地打合せ	牟岐町
R1.11.28	第7回理事会	徳島県猟友会 会議室
R1.12.1	徳島県猟友会青年部Facebook開設	
R1.12.1	とくしまハンティングスクール技能講習(わな猟)開催	三好市西祖谷山村
R1.12.8	徳島県猟友会青年部Instagram開設	
R1.12.11	徳島県猟友会青年部ホームページ開設	
R1.12.21	青年部狩猟スクール(わな猟)開催	三好市西祖谷山村
R1.12.22	とくしまハンティングスクール技能講習(わな猟)開催	牟岐町

R2.1.12	交流事業(ハンターカフェ)実施 於:県主催「阿波地美栄×狩猟フェスタ」	徳島グランヴィリオ ホテル
R2.1.17	とくしまハンティングスクール技能講習(銃猟) 現地打合せ	佐那河内村
R2.1.19	とくしまハンティングスクール技能講習(利活 用)開催	那賀町木沢
R2.1.24	第8回理事会	徳島県猟友会 会議室
R2.2.2	とくしまハンティングスクール技能講習(銃猟) 開催	佐那河内村
R2.2.23	青年部狩猟スクール(巻狩猟)開催	阿南市椿町
R2.2.27	第9回理事会	徳島県猟友会 会議室
(R2.3.1)	交流会(ジビエ普及活動)	新型コロナウイルス により中止
(R2.3.8)	青年部狩猟スクール(わな猟)	新型コロナウイルス により中止
R2.3.25	第10回理事会	徳島県猟友会 会議室

## 2. 令和元年度収支決算

別紙1参照

監査報告書

令和2年5月8日 令和元年度収支決算について、関係書類を監査した結果、

事務処理は適正によりされていることを認め報告します。

令和2年5月8日

徳島県猟友会青年部

監事 瀧倉 裕介 (印)

監事 乃一 智恵 (印)

## 第2号議案 令和2年度事業計画及び収支予算（案）について

### 1. 令和2年度事業計画

自：令和2年6月28日

至：令和3年3月31日

実施時期	行 事	備 考
R2.6.27	第2回通常総会	
猟期中	青年部狩猟スクール(わな猟)	自主事業
猟期中	青年部狩猟スクール(巻狩猟)	自主事業
調整中	ククリワナ製作講習会	自主事業
調整中	射撃教習会	自主事業
R2.3	交流会(ジビエ普及活動)	自主事業
適宜	ホームページの充実強化	自主事業
R2.7～R3.3	とくしまハンティングスクール開講事業	県委託事業
R2.7～R3.3	フィールドで実践！狩猟者要請実習事業	県委託事業
調整中	認定鳥獣捕獲等事業者育成事業	県委託事業

### 2. 令和2年度収支予算（案）

別紙2参照

令和元年度青年部決算書

収入 4,289,172  
 支出 4,155,870  
 差額 133,302

別紙 1

自 令和元年5月18日  
 至 令和2年3月31日

収入の部

科目	内容	令和元年度 決算額	令和元年度 予算額	差額	備考
会費収入	青年部会費	97,000	100,000	△ 3,000	
	計 (a)	97,000	100,000	△ 3,000	
補助金収入	県猟補助金	660,000	0	660,000	県猟から青年部活動への補助金
	計 (b)	660,000	0	660,000	
受託事業収入	ハンティングスクール 運営事業	2,619,312	2,305,320	313,992	県委託事業
	狩猟スクール	912,860	782,500	130,360	新人狩猟者技術向上事業委託業務の一部
	計 (c)	3,532,172	3,087,820	444,352	
	合計 (d=a+b+c)	4,289,172	3,187,820	1,101,352	

支出の部

科目	内容	令和元年度 決算額	令和元年度 予算額	差額	備考
ハンティングスクール運営 事業	人件費	1,296,000	1,020,000	276,000	役員日当、諸謝金等
	旅費等	397,780	346,100	51,680	旅費・高速料金等
	消耗品費・その他	565,113	939,220	△ 374,107	くくりわな、ジビエ料理材料費・印刷費等
	小計 (ア)	2,258,893	2,305,320	△ 46,427	
新人狩猟者技術 向上事業	人件費	680,000	530,000	150,000	役員日当、諸謝金等
	旅費	240,430	152,500	87,930	旅費・高速料金等
	印刷代・その他	190,080	100,000	90,080	パンフレット印刷・フィールド講習等
	小計 (イ)	1,110,510	782,500	328,010	
青年部活動	人件費	44,500	100,000	△ 55,500	役員日当
	旅費	29,310	0	29,310	旅費
	通信費・広報費等	258,538	0	258,538	ハガキ・切手等
	小計 (ウ)	332,348	100,000	232,348	
	経費合計 (エ)=(ア)+(イ)+(ウ)	3,701,751	3,187,820	513,931	
	諸経費 (オ)	454,119	0	454,119	
	事業経費合計 (カ)=(エ)+(オ)	4,155,870	3,187,820	968,050	

## 令和2年度青年部予算(案)

収入	6,730,000
支出	6,730,000

別紙 2

自 令和2年6月28日

至 令和3年3月31日

## 収入の部

科目	内容	令和2年度 予算額	令和元年度 予算	差額	備考
会費収入	青年部会費	100,000	100,000	0	会員 100名
	計 (a)	100,000	100,000	0	
補助金収入	県猟補助金	500,000	0	500,000	県猟から青年部活動への補助金
	計 (b)	500,000	0	500,000	
受託事業収入	ハンティングスクール 運営事業	2,789,000	2,305,320	483,680	県委託事業
	フィールドで実践！養成	1,200,000	0	1,200,000	狩猟スクール
	認定事業者育成事業	2,000,000	0	2,000,000	指定管理事業従事者の育成
	雑収入	7,698	0	7,698	
	計 (c)	5,996,698	2,305,320	3,691,378	
令和元年度繰越金		133,302	133,302	0	
	合 計 (d=a+b+c)	6,730,000	2,538,622	4,191,378	

## 支出の部

科目	内容	令和2年度 予算額	令和元年度 予算額	差額	備考
ハンティングスクール	人件費	1,300,000	1,020,000	280,000	役員日当、諸謝金等
運営事業	旅費等	400,000	346,100	53,900	旅費・高速料金等
	消耗品費・その他	600,000	939,220	△ 339,220	くくりわな、ジビエ料理材料費・印刷費等
	小計 (ア)	2,300,000	2,305,320	△ 5,320	
フィールドで実践	人件費	400,000	530,000	△ 130,000	役員日当、諸謝金等
狩猟者養成	旅費	200,000	152,500	47,500	旅費・高速料金等
実習事業	印刷代・その他	400,000	100,000	300,000	パンフレット印刷・フィールド講習等
	小計 (イ)	1,000,000	782,500	217,500	
認定鳥獣	人件費	1,000,000	0	1,000,000	役員日当
捕獲等事業者	運搬処理費	400,000	0	400,000	捕獲個体の処分経費
育成事業	雑費	230,000	0	230,000	ハガキ・切手等
	小計(ウ)	1,630,000	0	1,630,000	
自主事業費	人件費	400,000	100,000	300,000	役員日当、諸謝金等
(総会, 交流会, 狩猟スクール等)	広報費	400,000	0	400,000	ホームページの充実, 維持管理等
	消耗品費・その他	200,000	0	200,000	くくりわな、ジビエ料理材料費・印刷費等
	小計(エ)	1,000,000	100,000	900,000	
	経費合計 (オ)=(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	5,930,000	3,187,820	2,742,180	
	諸経費 (カ)	800,000	0	800,000	
	事業経費合計 (キ)=(オ)+(カ)	6,730,000	3,187,820	3,542,180	

第3号議案 徳島県猟友会青年部規約の改正について

別紙3参照

第4号議案 役員の補完について

# 徳島県猟友会青年部規約

令和元年5月18日施行

## 第1章 総則

### 第1条 名称及び事務所

本会は、徳島県猟友会青年部と称し、事務所は、徳島県猟友会に置く。

### 第2条 目的

本会は、鳥獣保護増殖及び適正な狩猟の普及と会員相互の親睦を図る、とともに、新規狩猟者の獲得を目指し、もって自然環境づくりと公共の福祉に寄与することを目的とする。

### 第3条 業務

本会は前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- (1) 鳥獣の保護増殖
- (2) 狩猟及び鳥獣に関する調査研究
- (3) 新規狩猟者の獲得及び案内
- (4) 若手狩猟者とベテラン狩猟者との交流の醸成
- (5) 狩猟に関する講習、講話会の開催
- (6) その他、本会の目的達成に必要と認められた事項

## 第2章 会員

### 第4条 会員(会員の資格の取得)

青年部の会員は原則として、徳島県猟友会の会員であって、新規狩猟者免許所持者を含む55歳までの狩猟免許所持者で次の各項のいずれかに該当するものとする。但し、女性の場合、年齢は問わない。

- (1) 狩猟免許を受けて青年部の定める会費を納めたもの
- (2) 過去に狩猟免許を受け、青年部の定める会費を納めたもの
- (3) その他、理事会において推薦、承認したもの

### 第5条 入会

青年部への入会は、狩猟免許を受け青年部の定める会費を納めたもの及び、理事会において推薦、承認したものとする。

### 第6条 脱会(退会)

会員は次の事由によって退会する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 死亡、若しくは失踪宣言を受けたとき
- (3) 解散
- 2 会員は前項の規定によるほか、30日前までに部長に申し出て、本会を退会することができる。

### 第7条 除名

この規約に違反し又は本会の名誉を棄損した会員は総会の議決を経て除名することができる。

### 第8条 会員の資格の喪失

会員は、第6条、第7条の場合の他、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第5条の会費の納入を2年以上滞納したとき
- (2) 総会会員の同意があつたとき

## 第3章 役員

### 第9条 種別

本会に次の役員を置くことができる。

- 部長 1名、副部長 1名、理事 3.5名以内、監事 2名、事務局 1名とする。
- 部長、副部長等は理事の互選とし、総会の承認を得るものとする。
- 理事の選任は地域性および会員数を勘案し、会員の中より、総会において選任するものとする。
- 監事は会員の中より総会において選任するものとする。
- 5 役員に欠員があるときは、総会の承認を得て補完することができるものとする。

### 第10条 職務

- 部長は本会を代表し、総会及び理事会の決議に従って会務を総理遂行するものとする。
- 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行し欠員の時はその職務を行う。
- 監事は財産の状況及び業務執行の状況を監査する。

### 第11条 任期

- 役員は任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。
- 補欠により就任した役員は前任者の残任期間とし、第9条第5項により補完した役員は任期はその際在任中の役員の任期とする。
- 役員は任期満了の場合においても後任者の就任するまで、引き続きその職務を行わなければならない。

### 第12条 顧問

- 本会は顧問を置くことができる。
- 顧問は理事会の推薦によって、部長が委嘱する。
- 顧問は重要な会務に関して部長の諮問に応じ意見を述べることができる。

## 第4章 会 議

### 第13条 会議の種類

- 本会の会議を分けて総会及び理事会とす。  
2 会議の議長は部長が当たるものとする。

### 第14条 総会の開催及び議決

- 総会には出席者をもってこれを開催することができる。  
2 総会の議決は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。  
3 総会の議決事項  
(1) 事業計画及び収支予算並びに決算の承認  
(2) 規約  
(3) 理事の選任及び解任  
(4) 会員の除名  
(5) 解散  
(6) その他理事会において必要と認めた事項

4 通常総会は、毎年4月1日から6月30日までの間に開催するものとする。ただし、部長が必要と認めるときはいつでも臨時総会を開催することができる。

5 災害等により前項の期間に通常総会を開催できないときは、会員に書面を送付し意見を徴することにより通常総会開催に代えることができるものとする。

### 第15条 理事会の開催及び議決

- 理事会は理事の1/2以上が出席しなければこれを開くことができない。  
2 理事会の議事は出席した理事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは部長の決するところによる。  
3 理事会の議決事項  
(1) 総会の招集及び総会に付議するべき事項  
(2) 重要会務の方針に関する事項  
(3) 会費の額  
(4) その他理事が認めた事項  
4 災害等により長期にわたり理事会の開催ができないときは、部長と副部長の合議により議事を決することができるものとする。

### 第16条 各界会の招集

- 総会及び理事会は部長がこれを招集する。  
会員の1/3以上の者が総会の開催を求める場合は、部長はその要求によりいつでも臨時総会を招集しなければならない。  
理事会は部長が必要と認めた場合、理事を招集する。

### 第17条 会員の議決権

- 会員はそれぞれ1個の議決権を有する。  
2 会員は予め通知のあった事由につき代理人をもって議決権を行使することができる。  
3 前項の代理人はその代理権を証する書面を表決前に提出しなければならない。  
4 代理人が代表しうる会員数は1名までとする。  
5 代理人は本会の会員とする。

### 第18条 議決権議事録

- 総会の議事録は議長がこれを作成し、議長及び出席した会員のうち総会で選任された2名がこれに署名するものとする。  
2 前項の議事録は次の事項を記載しなければならない。  
(1) 開会の日時  
(2) 会員の現在数及び出席者数  
(3) 議決事項  
(4) 議事の経過要領  
(5) 議案別の議決の結果  
3 理事会の議事録については総会のそれに準ずる。

### 第5章 会 計

### 第19条 資産

本会の経費は、次の収入によってあてる。

- 1 会費 **年間1,000円**
- 2 交付金及び補助金
- 3 寄付金等
- 4 その他雑収入

### 第20条 会費の納入

会員は、毎年度4月の案内の際同封する、振込用紙により、会費を納入しなければならない。また、その会費の額は、理事会において決定する。

### 第21条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第6章 雑 則

### 第22条 職員への設置

本会の運営の為職員を若干名置くことができる。

2 **副**部長が会計事務**担当者**とする。

3 職員の任免は部長がこれを行う。

### 第23条 諸給与

本会の役員はすべて無給とする。ただし、部長がこれを認めるときは手当を支給することができる。

2 旅費支給は最低実費を部長がこれを支給することができる。

附 則 施行日 令和元年5月18日(青年部設立総会)より施行する。

附 則 この規約は、令和2年 月 日より施行する。

令和元年 徳島県猟友会青年部役員（令和2年補完案）

令和 年 月 日現在

役職	氏名	県猟友会地区名
部長	上野 浩嗣	佐那河内地区猟友会
副部長	久保 公志	西祖谷地区猟友会
理事	大本 一成	西祖谷地区猟友会
理事	家形 智史	牟岐地区猟友会
理事(補完)	田村 和也	阿南地区猟友会
理事(補完)	松永 茂	鳴門地区猟友会
監事	乃一 智恵	海部地区猟友会
監事	瀧倉 裕介	佐那河内地区猟友会
事務局	土井 伸一郎	神山地区猟友会

任期（2年）

令和元年5月18日から令和3年度開催される総会の終わるまで。